

仕様書

1. 件名

「農業信用保証保険制度」推進用ミニのぼりの作成および発送

2. 材質、形状・数量、デザイン

別紙「ミニのぼりデザイン案」参照

3. 印刷データ

契約締結後、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）より指定の文言や二次元コード用の URL 等データ（PDF 等）を提供し、協議の上決定する。

4. 校正

- ・デザイン・色校正および文字校正を1～2回程度までとする（画像データでも可とする。）。なお、誤植等がある場合はこれに限らない。
- ・成果物の印刷用データ（PDF 等）を成果物納入時、合わせて提出すること。提出の方法は「6. 納入場所」に記載する。

5. 梱包

梱包にあたっては、旗・棒・スタンドの1セットごとにPP袋などに入れて、角に折れなどが生じないようにして、数量にわせて適当な大きさの段ボール箱にて梱包し、段ボールは破損のないようにし、テープ等により封かんした上で納品すること。

6. 納入場所

ミニのぼり：「別表」のとおり（信用基金含め計26ヵ所）。

印刷データ：本件のPDFデータについて信用基金のチェックを経た上、ウイルス対策を行い、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、

チェック年月日) を付して、CD-R を用いて信用基金に提出する。

7.納入期限

令和7年11月28日(金)

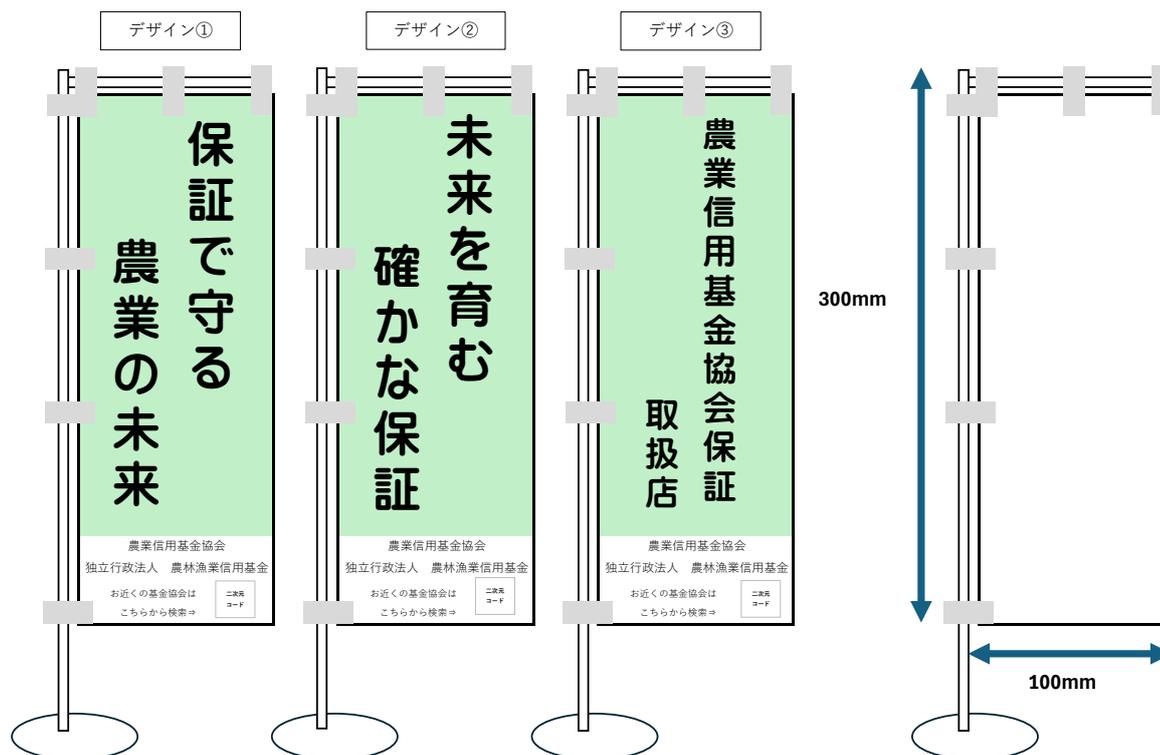
8.その他

- (1) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。
- (2) 質問受付期間経過後の疑義については、信用基金の解釈によるものとする。なお、細部については、信用基金が指示するが、仕様書の記載のない事項で納入にあたって必要と認められる疑義が生じた場合は、信用基金と協議のうえ決定すること。
- (3) 契約締結後、速やかに信用基金と印刷イメージの詳細について協議すること。
- (4) 作成したデータの著作権及び成果品となった印刷物に係る一切の権限は、信用基金に帰属するものとする。(ホームページ等への掲載や増刷等の場合に納入されたデータを使用することがある) また、第三者の著作物を使用するときは、受注者にて著作権処理を行うものとする。その際、著作者の意向で何らかの制限を設けなければ使用承諾が得られないときは、当該著作物を使用するかどうかについてあらかじめ信用基金の意向を聞き、その了承を得た上で著作権処理を行うこと。
- (5) 国等による環境物品等の調達に関する法律(「グリーン購入法」)の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された「のぼり」等に係る判断基準を満たすこと。
- (6) 印刷のほか、梱包、発送費その他の一切の費用を含むこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項の決定に当たっては、信用基金と受注者間で協議の上、決定することとする。

以上

ミニのぼりデザイン案

※下記デザインはあくまでイメージです。



- 素材：(のぼり生地) テトロンボンジ生地に類似するもの
(スタンド・棒) 塩ビ(樹脂製)/プラスチック 等
平台タイプ・ウエイト付き
- 形状：四方ヒートカット、左チチ
スタンド型(ウエイト付き)
のぼりサイズ：縦300mm×横100mm 程度
ポールサイズ：W120mm×H365mm 程度
ポール下部台座：直径73mm 程度
- 印刷方法：インクジェットプリントまたは昇華転写印刷
片面フルカラー
- 数量：2,820セット
内訳) デザイン① 1,350
デザイン② 730
デザイン③ 740

- 案のとおり、法人名称及び農林漁業信用基金ホームページにアクセスする二次元バーコード(農林漁業信用基金が提示したURLを基に受注者が作成)等を明記するほか、デザイン(色味等)を入れること。
当該デザインについては複数案を提示し、農林漁業信用基金が選択するものとするが、以下を満たすことを要件とする。なお、農林漁業信用基金から写真・イラスト等の素材は提供しない。
 - ・本件オリジナルデザインであること
 - ・文字は十分に視認できる級数であること
 - ・老若男女問わず、信頼感を与えるものであること
 - ・華美でないこと

納品場所	ミニのぼり 部数合計	ミニのぼり①	ミニのぼり②	ミニのぼり③	住所
北海道農業信用基金協会	-	-	-	-	〒060-0004 札幌市中央区
青森県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒030-0847 青森市
岩手県農業信用基金協会	2	1	1	-	〒020-0022 盛岡市
宮城県農業信用基金協会	13	6	-	7	〒980-0011 仙台市青葉区
秋田県農業信用基金協会	18	6	6	6	〒010-0976 秋田市
山形県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒990-0042 山形市
福島県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒960-0231 福島市
茨城県農業信用基金協会	700	700	-	-	〒310-0022 水戸市
栃木県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒321-0905 宇都宮市
群馬県農業信用基金協会	10	5	5	-	〒379-2147 前橋市
埼玉県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒330-0063 さいたま市
千葉県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒260-0031 千葉市中央区
東京都農業信用基金協会	-	-	-	-	〒190-0023 立川市
神奈川県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒243-0013 厚木市
山梨県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒400-8530 甲府市
長野県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒380-0826 長野市
新潟県農業信用基金協会	105	15	25	65	〒951-8116 新潟市
富山県農業信用基金協会	30	10	10	10	〒930-0006 富山市
石川県農業信用基金協会	445	148	148	149	〒920-0383 金沢市
福井県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒910-0005 福井市
岐阜県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒500-8367 岐阜市
静岡県農業信用基金協会	30	10	10	10	〒422-8067 静岡市駿河区
愛知県農業信用基金協会	240	80	80	80	〒465-8502 名古屋市名東区
三重県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒514-0006 津市
滋賀県農業信用基金協会	111	-	-	111	〒520-0807 大津市
京都府農業信用基金協会	1	1	-	-	〒601-8585 京都市
大阪府農業信用基金協会	15	5	5	5	〒541-0043 大阪市中央区
兵庫県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒650-0024 神戸市中央区
奈良県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒630-8131 奈良市
和歌山県農業信用基金協会	300	100	100	100	〒640-8331 和歌山市
鳥取県農業信用基金協会	3	1	1	1	〒680-0833 鳥取市
島根県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒690-0887 松江市
岡山県農業信用基金協会	120	-	120	-	〒700-0826 岡山市北区
広島県農業信用基金協会	40	5	5	30	〒730-0051 広島市中区
山口県農業信用基金協会	42	-	42	-	〒754-0041 山口市
徳島県農業信用基金協会	60	20	20	20	〒770-0011 徳島市
香川県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒760-0023 高松市
愛媛県農業信用基金協会	18	-	18	-	〒790-8555 松山市
高知県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒780-8511 高知市
福岡県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒810-0001 福岡市中央区
佐賀県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒840-0803 佐賀市
長崎県農業信用基金協会	81	-	-	81	〒850-0862 長崎市
熊本県農業信用基金協会	100	100	-	-	〒860-0842 熊本市中央区
大分県農業信用基金協会	60	20	20	20	〒870-0044 大分市
宮崎県農業信用基金協会	120	40	40	40	〒880-0032 宮崎市
鹿児島県農業信用基金協会	-	-	-	-	〒890-0064 鹿児島市
沖縄県農業信用基金協会	130	65	65	-	〒900-0025 那覇市
農林漁業信用基金	26	12	9	5	〒105-6228 港区
合計	2,820	1,350	730	740	